指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類） **第二条**　射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　［略］ 二　ライフル射撃場（ライフル銃若しくは空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設） 三　拳銃射撃場（拳銃を用いて射撃を行う施設） 四　空気銃射撃場（空気銃を用いて射撃を行う施設） （位置に関する基準） **第四条**　前条に定める区分による各射撃場の位置についての基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　次表上欄に掲げる射撃場にあつては、射座の外縁から学校、病院、人家その他周囲の静穏を保持することが必要と認められる施設の敷地に対し、それぞれ次表下欄に掲げる距離を有していること。	（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　ライフル射撃場（ライフル銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設） 三　けん銃射撃場（けん銃を用いて射撃を行う施設） 四　空気銃射撃場（空気銃を用いて射撃を行う施設） （位置に関する基準） **第四条**　［同上］ 一　［同上］

射撃場	距離
トラップ射撃場 スキート射撃場 散弾銃（移動標的）射撃場	五十メートル以上
ライフル（覆道式）射撃場	公称口径二十二のヘり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用するもの　十五メートル以上 その他のもの　二十五メートル以上
ライフル（バッフル式）射撃場 ライフル（自然式）射撃場	公称口径二十二のヘり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用するもの　十五メートル以上 その他のもの　五十メートル以上
拳銃（覆道式）射撃場	公称口径二十二のヘり打ちの拳銃のみを使用するもの　十五メートル以上 その他のもの　二十五メートル以上
拳銃（バッフル式）射撃場 拳銃（自然式）射撃場	公称口径二十二のヘり打ちの拳銃のみを使用するもの　十五メートル以上 その他のもの　五十メートル以上

射撃場	距離
トラップ射撃場 スキート射撃場 散弾銃（移動標的）射撃場	五十メートル以上
ライフル（覆道式）射撃場	公称口径二十二のヘり打ちのライフル銃のみを使用するもの　十五メートル以上 その他のもの　二十五メートル以上
ライフル（バツフル式）射撃場 ライフル（自然式）射撃場	公称口径二十二のヘり打ちのライフル銃のみを使用するもの　十五メートル以上 その他のもの　五十メートル以上
けん銃（覆道式）射撃場	公称口径二十二のヘり打ちのけん銃のみを使用するもの　十五メートル以上 その他のもの　二十五メートル以上
けん銃（バツフル式）射撃場 けん銃（自然式）射撃場	公称口径二十二のヘり打ちのけん銃のみを使用するもの　十五メートル以上 その他のもの　五十メートル以上